

通 22-17

41 天皇の公的行為及び大嘗祭についての内閣のかわり方

めて慎重な手続を踏んでいることが現状ではないかと思うのですが、手続についてはさておきまして、先ほどの長官の御説明にもありましたとおり、我々は異論を持つておるわけですが、政府の説明によつて、公的行為のいわば憲法的な根拠としては天皇の象徴たる地位というところに置かれているということだと思います。

そうなつてくると、天皇の象徴たる地位ということから憲法上明確な、截然とした問題点があるわけでありまして、国政に関する権能というものは有さないということであるとするならば、お言葉の中身の問題としては結果として政治的であつてはならない、その意味におきましては形式性、儀礼性というものが中心となつた内容となる。当然これはこれまでもそうだったと思いますし、いろいろ物議を醸した問題を除いては、まず憲法上の原則としてはそつなるというのが当然だと思ひますが、この点については長官でもどなたでも結構ですが、御説明をいただきたいと思います。

○工藤政府委員 先ほどお答えしたところでござりますけれども、やはり今御指摘のように、憲法上天皇は「國政に關する権能を有しない」、かようにされているわけでございますから、天皇が國政に關与したのではないとの疑いを生ずることのないように内閣としても十分分配感すべきである、かようなことでございます。

○山花委員 最終的な決断と責任というものは總理のところに来るわけでありますから、これはもうこれまでのお答えのとおりです。總理はこの点についていかがお考えでしょうか。

○海部内閣総理大臣 ただいま法制局長官が申し上げたように、内閣の責任においてこれはいたさなければならぬ、陛下を政治的に利用するものではない、こう考えております。

(一八回・平一・五・一四)
(参・内閣・三号二三頁)

○田淵哲也君 天皇の行為の種類には國事行為、皇室の公的行為、それから皇室の私的行為とあるわけですが、予算あるいは費用の出し方も、國事行為の場合は内閣の予算、各省庁の予算でやる、皇室の公的行為の場合は宮廷費でやる、それから私的行為の場合は内廷費でやるということになつております。それから、内閣がどの程度関与するか。國事行為の場合は内閣の助言と承認によつてやる、私的行為の場合はもちろん内閣は何ら干渉しない。

ただ、宮廷費でやる皇室の公的行事の場合はどの程度関与で得るものか、またするのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(工藤敦夫君) 公的行為の一概論という形で申し上げたいたいますが、公的行為と呼ばれるものは天皇の象徴としての地位に基づいて行われるわけでござります。國事行為以外ということござります。國事行為でございませんから内閣が助言と承認という形で関与するものではございません。

それから、その内閣のかわり方というふうなことでございますが、その行為にかかるとされるので、憲法の規定に従いまして行政を預かります内閣、これがそれについて責任を負うべきものというふうに思つております。また、いわゆる公的行為は原則として公開すべきものというふうに思つております。

なお、大嘗祭につきましては、先ほど申し上げましたような宗教上

【前文・天皇】

の儀式といふ性格もござりますことから、そういうふうに見られることが否定できない、あるいはその態様においても内閣がその内容に立ち入ることはなじまない、こういうことでござりますので國事行為として行うことは困難でござります。ただ、大嘗祭は極めて重要な伝統的な皇位繼承儀式でござりますから、午前中官房長官からもお答えがありましたように、全くの私的性のものとして内廷費で支弁するというのは適當ではないのではなかろうか。そういう意味で公的性を有する皇室行事ということで宮廷費、一部は宮内庁費でございましょうが、そういうものを使用して行われるということでござります。

○田淵哲也君 そうしますと、内閣が大嘗祭の意義づけについてこういうものを決めるということは、皇室あるいは天皇陛下は当然これに従ってその儀式が行われるというふうに解釈していいわけですか。

○政府委員（工藤敷夫君） 先ほども首席内閣参事官の方からお答えございましたように、即位の礼準備委員会におきましては、むしろ新憲法施行後に初めて行われるということを考えまして、その際に憲法の趣旨に沿ってかつ皇室の伝統等を尊重し、そのときいわゆる國事行為として行える範囲あるいは行い方というふうなものを検討したわけでございます。そういう意味で、当然そのときの検討の視野の範囲にはそういう大嘗祭といったようなものまで含めて検討した上で、やはりその部分は國事行為としては行うことは非常に困難だ、そうすると即位の礼をこういう三つの儀式とするんだ、こうしたことでござりますから、いわば検討の過程においてそこまで入り、その儀式なり位置づけをした上で國事行為としては無理だと、こういうふうにこのペーパーをお読みいただければ幸いでございます。

○田淵哲也君 その点はよくわかるわけですねども、問題は、この大嘗祭の意義づけとか持ち方というのがやはり國民の関心が持たれる

と思うんです。したがって、この政府の見解のように五穀豐穫を祈念するというものがその最大の意義づけである、内閣がそういう意義づけをした場合に、当然皇室、天皇はこれに従って行われるという解釈でいかどうかということを聞いています。皇室や天皇は自分たちの行事、独自の行事だから内閣がどう位置づけしようが主宰者は天皇であり皇室であるとなると、内閣はそこまで関与できるのかということをお伺いしておるわけです。

○政府委員（宮尾盛君） こういう見解をまとめるに当たっては、大嘗祭というのは長い伝統のある皇室の儀式でござりますから、どういふ内容をもって行われてきたかというようなことも十分検討いたしました。そして、それは皇室の行事としてこれから行われる場合にも皇室の伝統というものを踏まえて行われるわけですから、我々は政府という立場あるいは宮内庁という立場で長い伝統はどういう意味合いを持っていたのかということを十分検討してここにある。こういう考え方をまとめたわけでございます。ことしの秋に行うことを見定しております大嘗祭もそういう伝統的な儀式でござりますから、そういう伝統にのっとって行われる限りこういうものとして意義を持つて行われるであろう。

また、この政府がおまとめになった基本的な考え方につきましては、皇室をお手伝いをする我々の立場で宮内庁も入ってそういう検討をしておる、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○田淵哲也君 私は、伝統を重んじてこういう儀式が行われるというのは非常に重要なことであり、賛成するものでありますけれども、先ほどからお伺いしておる点は、大嘗祭の意義づけとかそういうものも時代によつては教説的にいろんな説が出てきたり、あるいは国策上いろんな意義づけをしたりすることが歴史的に行われてきているわけで

道 42-15

すね。したがって、この新憲法下で初めていろいろなものが行われるならば、その意義づけとか考え方というものは國ややつぱり統一しておかないとまずいと思うんです。

だから、これは主宰者である皇室や天皇陛下も、内閣も同じ認識に立つてやらないとまずいのではないかということを申し上げているわけですが、これは公的行事として宫廷費で出すわけでありますから、それに従つて天皇は憲法を守るといふことも書いておられますから、内閣が一つの考え方を出した場合には当然それに沿つてその行事は行わるというふうに理解してよろしいかといふことをお伺いしております。

○政府委員（宮尾整君） 皇室の諸行事をいろいろな意味でお手伝いをする立場にあるのは宮内庁でありますから、宮内庁も参加をいたしまして政府の委員会という場においてそういうものをまとめてきたわけです。こういう政府の委員会がこのような即位礼、大嘗祭についての見解をまとめたということは陛下は十分御承知になつておられるところを理解をいたしております。

42 天皇の政治的利用

(一) 田四回・平一四・一一・七
衆・本会議・七号二頁)

○都築謙君 ……施政方針演説の最後に、昭和二十一年の歌会始で詠まれた昭和天皇の御製を引用し、現下の難局に雄々しく立ち向かって、こうと、議員、國民に呼びかけました。……これは、天皇は國政に関する權能を有さず、憲法の定める國事行為のみを行うと規定し

て、象徴天皇の非政治性明らかにして、政治的な權威づけへの利用を排除しようとする憲法第四条に違反しています。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 昭和天皇の御製を引用したいことに

ついての御質問でござります。

昭和二十一年正月、まだ敗戦に打ちひしがれた多くの國民がいる中で、あの「ふりつむるみ雪にたへていろかへぬ松そをしき人もかくあれ」私は常々、感動しておりました。困難に直面しても、難局に際しても雄々しく立ち向かっていこうという、そういう願いを込めたお歌だらうと思いまして、引用させていただきました。

私は、これは、心を深く打たれるか打たれないかはその人の感性の問題だと思います。政治利用には当たらない、天皇陛下の政治利用であるという御指摘は当たらないと考えております。

43 天皇の政治的利用

(一) 五四回・平一四・一一・一八
衆・予算・一一号一一頁)

○都築委員 ……自分の、小泉総理の政策の訴え、そして、それにに対する協力、理解、支援といったものを國民に呼びかけた。呼びかけに当たつて総理大臣が昭和天皇の御製の歌を引用したということは、明らかにこんなのは政治的利用にほかならないじやないですか。どうですか。

○津野政府特別補佐人 ……
天皇の政治的な利用、昭和天皇の御製のお歌を引用したことがそういうことになるのではないか、政治的な利用をしたことになるのではないか

【前文・天皇】

方によつては、憲法七条の天皇の國事行為の中の儀式といふことに
入る。どういう解釈をなさいますか。

○宇佐美説明員 いまおあげになりました憲法第七条の最後に、天
皇の行なわれる儀式ということが天皇の權能の中へ掲げてございま
す。もちろん内閣の助言と承認のもとに、國民のために行なうとい
うふうに書いてございます。現在、それに当たりますものは、お正
月の祝賀の儀」というのが、唯一のものであるといふ國としての解釈
になつております。その他、信任状認証式とかいろいろございます
が、これは國家の公的な儀式ではあると思ひますけれども、第七条
の儀式とは政府は取り扱つておりません。

ただ、過去の例から申しますと、皇太子さまの立太子礼、それか
ら成年式を一緒に行ないましたが、これが國事行為として行なわれ
ております。

○受田委員 大喪の礼は、皇室典範に規定してあるが、その大喪の
礼、これが國事行為に入るかどうかです。

○宇佐美説明員 これは、まだ正式に打ち合わせが済んでおりませ
んが、われわれは、國事行為であるといふうに考えております。

13 任命と認証の違ふについて

(九一回・昭五五・三・一一七)
〔参・内閣・六号一三頁〕
〔前文・天皇〕六条2 参照

14 天皇の崩御・即位に伴つて行われる國事行為と
しての儀式

(一三回・昭六三・一・八)
(衆・決算・一〇号一六頁)

○東中委員 私は、天皇の代がわりに伴う、憲法七条による國事行
為としての諸儀式についてお伺いをしたいと思います。

○宇佐美説明員 主權在民と政教分離の原理が明記されておりま
すので、天皇の代がわりの儀式がどのように行われるのか。憲法第
七条の「天皇の國事行為」として行われる儀式はどういう儀式があ
るのか、お伺いをしたいと思います。

○味村政府委員 法律上の事柄について申し上げますが、憲法第七
条は天皇の國事行為を限定列挙しているわけでござります。そして、
その十号に「儀式を行ふこと。」というのがございまして、ここに
言う「儀式」というのは、天皇が主宰されまして國の儀式として行
うだよさわしいものを言うといふうに考えております。

ところで、皇室典範第二十四条には、「皇位の繼承があつたとき
は、即位の礼を行う。」と規定しております。また同じく、皇室
典範の二十五条には「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。」こ
う規定しております。これは皇位の繼承及び天皇の崩御がございま

追21-17

した場合には、憲法第一条规定いたしておりますように、「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴」であることにかんがみまして、國事行為たる儀式として、即位の礼及び大喪の礼を行うことを予定したものと解されるわけであります。

○東中委員 国事行為として行われる即位の礼、それから大喪の礼、新皇室典範に書いてあるその儀式の具体的内容をお聞かせ願いたい

と思います。

○小淵國務大臣 皇室典範に定める即位の礼及び大喪の礼の儀式は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものになると考えておりますが、具体的な内容につきましては現在お答えのできる段階ではございません。

○東中委員 今まで政府は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重してということを言われておつて、そうしたものになると質問主意書に対する答弁もそう書いてあります。

問題は、皇室の伝統等を尊重すると言つておるその伝統といふのは一体何なのかということに結局帰着するわけであります、帝国

憲法と旧皇室典範では、名前は同じ天皇ですけれども、天皇は天照大神から授かった祖宗の神器を受ける、これは旧皇室典範に書いてありますね、受けた万世一系の神聖不可侵の現人神で、國の元首にして統治権の総摺者である、陸海軍の統帥権者である、こういう絶対的な天皇であつたわけです。その天皇の代がわりの場合には、帝

国憲法と旧皇室典範に基づいてつくられた皇室令、登極令なり皇室

喪儀令なり、こうした皇室令に基づいて天皇代がわりの儀式がやられてきましたわけであります。大正から昭和に代がわりしたときの儀式

は、践祚の式として四儀式、大喪の儀として二十九儀式、即位の礼及び大嘗祭として二十八儀式、一年余にわたつて合計六十一の儀式がとり行われてきた。このことは、宮内省なども、我々の方に七九

年の内閣委員会のときなどで資料で出されておるところであります。

そこで問題は、この皇室令というのは、日本國憲法によって、その九十八条の趣旨からいつても、帝國憲法及び皇室典範が現行憲法に反する、原理が反するものだとして廃止されたものですね。だから、皇室令に基づいてやられた明治以後の儀式というのは、皇室の伝統じゃなくて、帝國憲法に基づいた、旧皇室典範に基づいた皇室令によってやられたものであつて、それは今や廃止されているものであります。だから、主權在民で、しかも政教分離の原理をちゃんと出している中では、さきに皇室令に基づいてやられた儀式を踏襲するということとは、憲法原理がまるきり違いますから、私は許されないことだと思うのですが、その点についての政府の御見解を承りたいと思います。

○味村政府委員 旧皇室令が新憲法の施行と同時に廃止になつておりますことは、委員の御指摘のとおりでございます。しかし、旧皇室令によつて行われておりました御喪儀なり即位の礼が、伝統でないといふことにはならないと存じます。したがいまして、今回の、先ほど申し上げました即位の礼なり大喪の礼につきましては、新憲法のもとで新憲法の趣旨に沿うような形で、しかも伝統を尊重して行われる、このよつて、先ほど官房長官の申されたとおりのことになるわけでございまして、およそ新憲法に違反するような儀式というものは國の儀式として行われることはないと申してよろしいと存じます。

○東中委員 天皇代がわりに際して行われる最初の國事行為としての儀式は、どういう儀式ですか。

○宮尾政府委員 旧憲法下におきましては、践祚の式といたしまして、賢所の儀、皇靈殿・神殿に奉告の儀、剣璽渡御の儀及び践祚後朝見の儀というものが行われております。

【前文・天皇】

○東中委員 何を言っていますか、あなた。新憲法、現在の憲法で最初にやられるのは何ですかと聞いておるのであって、あなたの言わみたいわゆる践祚の儀としての四つの儀式、それは旧憲法の皇室令に基づくものですね。だからそんなもの先刻承知なんですが、それをやるつもありですかということを聞いています。

ところで、現行の皇室典範によりますと、践祚という概念は既にありませんということを内閣法制局長官が既に答弁をしています。践祚の概念は現行法上ないのであるから、践祚の儀式というものはあり得ないわけですが、その点はいかがですか。

○宮尾政府委員 先ほど申し上げましたように、旧憲法下におきましては四つの儀式が行われたわけでございますが、皇位継承があつたときに行われます諸儀式のうちで国事に関する行為としての儀式は、憲法の趣旨に沿いまして、かつ、皇室の伝統を尊重したものになるというふうに考えておりますが、その具体的な内容につきましては現在お答えをする段階にはございません。

なお、践祚という言葉は現在の憲法、法律のもとでは即位という言葉になつております。

○東中委員 法制局長官が、践祚の概念は現行法上にございませんという答弁をしたのは、七九年四月十七日の内閣委員会でそういう答弁をしています。宮内庁がそれを変えると言つたって始まらぬわけで、即位という言葉は前からもあつたのです。それで、現行法の即位の言葉と前の即位の言葉では違う、践祚の概念は現行法上ない、しかし践祚の儀式はやるんだというのか、やらないというのか、ここが今の話でははつきりしないわけです。

改めてお伺いをしますけれども、先ほど宮内庁からお話をあつた剣璽渡御の儀、現在は言葉をかえて剣璽等承継の儀という言葉で、いわゆる三種の神器などの承継儀式をやるというふうに準備をされ

ているということが、一部もう既に報道をされておるわけです。その後、践祚後朝見の儀というのが即位後朝見の儀というふうに名前を変えてやろうとしているというふうなことが、既に情報として報道をされております。それで私はお聞きしたいのですが、剣璽渡御の儀あるいは即位後朝見の儀というふうなものは、名前を変えても実質的には同じようなことを国事行為としてすることは許されないと思うのですが、その点はいかがでしようか。

○味村政府委員 先ほどの、現在の法制度のもとでは践祚という概念がないということを前の法制局長官が答弁したということでございますが、実は私の答弁を持つてきておりませんのではつきりしましたことは申し上げられませんが、旧憲法のもとにおきましては、践祚というのは皇位の継承である、天皇の位を継承することを践祚と言い、そして、天皇の位を継承したということを内外に宣明することを即位と言つたというふうに、私はそのように理解をいたしております。現在は、先ほど宮内庁の方からおつしやいましたように、践祚は即位と申しますか、践祚という言葉はございませんで、皇位を継承することはすなわち即位であるというように考えております。また、皇室典範もそのように規定をしているものと存じます。

ところで、先ほどの剣璽渡御の儀等についての御質問でございましたが、これは先ほどから御答弁がございますように、皇位の継承があつたときに行われます諸儀式のうちでどのような儀式を国事行為として行うかということについては、答弁できる段階にございませんといふことでございますので、それにつきましてまた御質問にお答えするということはできかねるということは、御理解いただけます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、憲法に反する儀式を国の儀式として行うことはあり得ないわ

けでござります。

○東中委員 準備していないんだそうですが、私ここへ持ってきておりますので、先ほど言いました昭和五十四年四月十七日衆議院内閣委員会、当時の真田政府委員、法制局長官ですが、

現行の制度で申しますと、践祚という概念が実はないわけなんですよ。先ほどお読みになりました皇室典範の第四条で「皇嗣が、直ちに即位する。」といふことと、云々

とあって、次に、

この「即位の礼を行う。」という場合の即位の礼は、憲法の規定に照らせば、憲法第七条の国事行為の末号にある「儀式を行ふこと。」という儀式に入るのだろうと思いますが、践祚という概念はもうございません。

と、はつきりそういうふうに言っているので、私が勝手に言っているわけでも何でもないのです。だから、今言っていることを、践祚という言葉がなくなつたと、今法制局長官はそう言いました。ところが、ここは私は言葉のことを言つているのではなくて、そういう概念はなくなつたんだ、現行制度上、概念はなくなつたんだと前の法制局長官は言つているんです。そういうことをごまかしたらいかぬです。その点を指摘しておきます。

だから、践祚の概念がなくなつたんだから、践祚の儀式というのはなくなるのが当たり前ののです。それをなくするのか、なくさないのかということについてはつきり言わないというのは、私はこれは非常に重要な問題を含んでいると思うのです。

といいますのは、いわゆる剣璽渡御の儀といいますのは、剣はいわゆる草薙剣というか天叢雲剣というのですね。それから曲玉ですね。それから、鏡の方は三種の神器の中に入るけれどもここには具体的に

は入らないようですが、そういう剣璫の神器を渡すのは、旧皇室典範には十条ではつきりと「祖宗ノ神器ヲ承ク」というふうにちゃんと書いてあるのですね。ところが、今度の皇室典範ではその部分が削られておるのでから、ないのですから、なくなつておるものを作っちゃいかぬ。

なぜなくなつておるかといえば、三種の神器の承継といいますのは、神話に基づいて天照大神から授けられた神器を新天皇に引き継ぐという儀式で、そして神格性を新天皇に持たせる。だから「神聖ニシテ侵スヘカラス」という旧憲法の天皇にはこれが要つたわけです。しかし、今の新天皇ではそういうものは一切ないのですから、「国民の総意に基く。」という象徴天皇なんですから、だから、そういうものをここへ持つてくるということになれば神話の世界を持ち込む。國の行為としてそれを持ち込むということになれば、これは主権在民の、しかも政教分離の原則をうたつてゐる憲法上そういうことは許されないんだ。

憲法の趣旨に沿つてと言つておきたい。憲法の趣旨に沿つてこれはやめるべきであるというふうに思うのですが、改めてもう一回御見解をお伺いしたい。

○味村政府委員 先ほどから申し上げますように、具体的な問題についてお答えをできる段階ではございません。この儀式につきまして一番問題となりますのは、憲法第二十条第三項の政教分離の原則でございます。この憲法二十条三項の政教分離の原則につきましては、有名な地鎮祭に關する最高裁の判決がござります。私どもといたしましては、この最高裁の判決を尊重いたしまして、〔十条三項に違反するかどうかといふことを絶えず判定している次第でございます。〕

○東中委員 もう一つ、即位の儀式に關連しまして。大正から昭和に移ったときは、先ほど申し上げたように、即位及び大嘗祭ということ

【前文・天皇】

で、ここで大嘗祭の儀式が二十八のうちの相当部分を占めています。この大嘗祭については、國事行為の儀式としてあり得るということなんですか。そういうことは現行憲法上は許されないということなんですか。その点、前の眞田法制局長官は、先ほど述べました答弁の続きで、「それから、大嘗祭については現在もう規定はないというふうにお考えになって結構だと思います。」といふ答弁をしていました。

といひますのは、この大嘗祭といひますのは、万世一系の天皇が、神聖不可侵の國家統治の大権を持つ元首として、現人神としての位置につくというためにやられる大嘗祭なんです。大嘗祭がなかつたら神格を持てないんだというふうに、これは歴史的には解明されていることです。そういういわば皇室神道の中核的な呪術的儀式なんです。それを大嘗祭という形で、國家行為としてですよ、内閣の助言と承認によって行われる天皇の國事行為の儀式としてやられるということになりますと、まさに天皇神格化に結びつく。そして皇室神道をそのまま國家行事としてやってしまふということになるので、これは憲法の二十九条はもちろん、これは天皇を主権者に押し上げていこうとするそういう動きと関連していきますので、私たちは憲法上絶対許されないというふうに考えております。

大嘗祭についていかがお考えでありますか、改めてお伺いしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 大嘗祭は、皇室に長く伝わっております極めて重要な伝統的儀式でござりますが、その性格づけ等につきましては今後慎重に検討すべき問題でございまして、どのようにこれを行うかということについては現在お答えをする段階にございませんので、御了承いただきたいと思います。

○東中委員 今、代がわり——要するに日本国憲法ができてもう四十

年なんですね。そして、明治憲法の場合の代がわりのときには、例えば登極令は明治四十二年にできていますね、儀式のやり方について。それでもう一つ、大喪礼については、この皇室令は大正十五年にできています。いずれも儀式をやる前にちゃんとできているのですよ。ところが、今度の場合は初めてでしょ。しかし何にも言わない。検討中とか言つたり、憲法の趣旨と伝統を尊重してなんとすることを言つて明らかにしないというのは、非常に異常であるということを私は指摘をし、今申し上げたような大嘗祭とそれから践祚の儀、これは一切許されない、それから即位の礼と大喪の礼もやり方によつては政教分离の原則に反するようなことは、そして、主権在民の原則に反するようなことは許されないということをはつきり申し上げまして、私の質問を終わります。

15 即位の礼の儀式の範囲を定めるに当たつての基準について

(一八回・平二・四・一七)
(衆・内閣・三号一五頁)

○山口(那)委員 ……即位の礼に対しても、旧皇室典範及び登極令等に詳細な規定が置かれてありますが、このたびの即位の礼は、國事行為として行う範囲として、即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀、饗宴の儀、この三つに集約されました。この儀式の範囲を定めるに当たつて、憲法の趣旨に沿つてどのような点を配慮したのか、具体的に述べていただきたいと思います。

○多田説明員 皇室典範の二十四条で「皇位の継承があつたときは、

16 大嘗祭を国事行為として行らんとの旨意

(一八回・平一・四・一七
衆・内閣・三号一八頁)

即位の礼を行う。」という規定がございましたして、その即位の礼といふものが具体的にどういふものを指すかといふことについては、各方面からいろいろな意見がございましたので、準備委員会で慎重に検討いたしまして、そして先生おっしゃったとおり憲法の趣旨に沿って、しかも皇室の伝統等を尊重してという基本路線で各儀式等を検討して整理をしていった結果、この三つは即位の礼ということで國事行為として行うことに非常にふさわしい儀式だということに判断をいたしました。」
「この三つに具体的には決定させていただいたというふうにござります。

○山口（那）委員 その際、旧登極令に細かな規定があるわけですが、それらのすべての儀式のうちからこの三つに絞ったということは、例えば宗教性の伴う儀式等を外したということになるのでしょうか。

○多田説明員 おっしゃるとおり、宗教の問題のほかにも現行の憲法から考えるとどうもふさわしくないという性格のものもかなりござりますので、そういうものは全部外させていただいたということになります。

○山口（那）委員 その宗教的性格のほかに、現行憲法のむしろふさわしくないとお考えになつた具体的な基準を幾つか述べていただきたいと思います。

○工藤政府委員 若干申し上げますと、今首席参事官の方から政教分離原則のお話をございましたけれども、それ以外にも、まず國民主権の原則に反しないかどうかというのが一つござります。それから、憲法一条に規定しているざいます象徴たる天皇にふさわしいものであるかどうか、こういった基準があらうかと思ひます。

○工藤政府委員 大嘗祭が憲法二条で書いてござります世襲というのに非常に結びついているということは事実だらうと思います。

ただ、いわゆる皇室典範におきまして、先ほどもお話をございましたけれども、これは二十四条「即位の礼を行う。」というふうに書いてございまして、「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。」

ということは國事行為たる儀式として即位の礼を行うことを予定したものだと考えておりますが、大嘗祭の中核は、今も宮内庁次長からお話をございましたように、大嘗宮において天皇が皇祖及び天神地祇に安寧と五穀豐穰を祈念されるというふうなこともござりますし、そういう趣旨、形式等から宗教上の儀式としての性格を有するんだ、そういうことは否定できないであろう。したがつて、大嘗祭を七条で言う國事行為として行うとすれば、やはり憲法の二十条三項に言う宗教的活動を國が行うということになるのではないか、そういう疑いはなお消し切れませんので、そういう意味で大嘗祭を國事行為として行うべきではない、かようと考えておられるわけでござります。

臣にいあがしでは、じわゆる皇位といむに伝わるべき由緒あるものと、いわうじの御體がなされでおりまして、そういう意味でこれは決して神話といふことではなくて、皇位とともに伝わるべき由緒あるものとしての劍及び璽、それから國事行為の際に使用される御璽及び國璽、いわゆる印鑑でござります。御璽及び國璽、これを承継される儀式でござりますので、そういう意味で憲法に違反するというようなものではない、かように考えております。

52 旧登極令のうち現行憲法に違反する規定は何か

(一一八回・平一・五・一四)
(参・内閣・三号一一頁)

○田淵哲也君 ……当内閣委員会における法體系上の問題として一律に廃止されたのはその内容が現行憲法に違反するかどうかで、登極令が廃止されたのはその内容が現行憲法に違反するかどうかで、登極令が廃止されたのはその内容が現行憲法に違反するかどうかで、登極令の内容が現行憲法に違反しておるかどうかはその内容いとくに判断する必要がある、こういう答弁をされておるわけであります。それで、法體局が現行憲法に違反しておるかどうかはその内容いとくに判断して、その内容が現行憲法に違反し、その内容が現行憲法下においても合憲と判断しているのか、見解を示していただきたいと思います。

○政府委員（工藤敦夫君） 登極令が廃止されました件につきましては、さきのこの委員会におきましたが、また本日の午前中におきました私からお答え申し上げておりますが、現行憲法の施行とともに旧皇室典範あるいは登極令等の皇室令、こういうものの法體系自体が認められなくなつた。そういうことで、その内容が現行憲法の規定に違

反するものであるかどうかにかかわりなく一律に廃止された、こう申し上げておるところでございます。

ところで、登極令の規定につきまして逐条細羅的に検討をしているわけではありませんので、すべての規定について申し上げるのは困難ではございませんけれども、例えば登極令の中の二条、三条といったところに元号の規定がござります。天皇が元号を改めるというふうなところでござりますけれども、御承知のとおり新憲法下久しくいわゆる昭和という元号が事實上のものとして使われ、その後元号法が制定されたというところから見ましても、憲法の趣旨と相入れないものとして考えられていたというふうに思いますし、あるいは大嘗祭を国の儀式として行うという部分につきまして、新皇室典範におきましてその部分を取り入れなかつたというふうなことだござります。そういう意味で、今のような規定が問題になると申しますか、新憲法下におきます検討としてはあるのではなかろうか、かように考えております。

53 天皇の公的行為および大嘗祭についての内閣の
かかわり方

(一一八回・平一・五・一四)
(参・内閣・三号一一三頁)

—〔前文・天皇〕四条 41 参照

【国民の権利・義務】

116

大嘗祭の費用を官廷費から支出することと憲法二〇条、八九条について

(一一八回・平一・四・一七)
(衆・内閣・三号四頁)

○大森政府委員 ……第二点でございますが、まず大嘗祭経費を官廷費によって支弁できる法律上の理由つけにつきましては、その概略について先ほど宮尾次長から答弁があつたとおりでございます。そして、そのような理由によりまして官廷費で支弁するということの憲法上の問題は、憲法二十条第三項との関係、そしてまた八十九条との関係が問題になるわけでございます。今までの答弁であらわれておりますように、大嘗祭と申しますのは宗教上の儀式としての性格を有すると見られるることは否定できないところでございますが、大嘗祭はあくまで今回は皇室の行事として行われるものでござります。そして、しかもその挙行のために必要な官廷費の支弁による費用の支出といいましてものは、この大嘗祭の公的な性格という面に着目いたしまして支出するものでござりますので、国がそのような観点に着目してそのような限りでの財政的なかかわりを持ちましても、その支出の目的が宗教的意義を持たない、そしてまた特定宗教への援助、助長等の効果を有する行為であるということとは到底言えないと思ひます。これは、よく引用されます地鎮祭判決、最高裁判所の津地鎮祭事件に関する判決の趣旨に照らしましてもこのように言えるものであると考えられます。したがいまして、国が大嘗祭のための費用を支出いたしましても、憲法二十条第三項との関係でも、あた八十九条との関係でも、いかれも抵触する疑いは何らないというふうに考へておる次第でござります。

117 大嘗祭を国事行為として行うかの可否

(一一八回・平一・四・一七)
(衆・内閣・三号一八頁)

- [前文・天皇] 七条一その他 16 参照

118 大嘗祭の費用を官廷費で支出することと憲法二〇条、八九条

(一一八回・平一・四・一七)
(衆・内閣・三号一八頁)

○山口(那)委員 大嘗祭をとり行う費用を官廷費で支出するということですが、これは憲法二十条三項及び八十九条の趣旨と調和するのでしょうか。

○工藤政府委員 ただいま申し上げましたように、大嘗祭は、皇位の継承があつたときは必ず挙行される、一世に一度の儀式として古来から行われてきた、極めて皇位継承に結びついたあるいは皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環である、こういうことだと思います。そういう意味で、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式、こういうふうに性格づけられるだろうと思ひます。

皇位の世襲制、先ほども御指摘のように憲法二〇条にございますが、そういう世襲制をとる日本憲法のもとにおきまして、その儀式的の挙行について國として関心を持つ、人的あるいは物的な側面からその挙行を可能にするような手立てを講ずる、こういうことは当然であろうと考えられます。そういう意味で、大嘗祭は公的性質があるというふ

追 22-81

うなことを從来から申し上げてきているわけでござります。

ただ、大嘗祭が宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは今申し上げたように否定できないわけでござりますけれども、例えば津の地鎮祭判決などに照らしましても、大嘗祭は皇室の行事として行われるものでございまして、國の機関の行事ではない。それから、その挙行のために必要な費用は、今申し上げたような大嘗祭の公的性

格に着目いたしまして、宫廷費あるいは一部は宮内庁費から支出されるものでございます。そういう意味で、その支出の目的が宗教的意義を持たない。いわゆる津地鎮祭で言われます目的・効果論に照らしますと、支出の目的が宗教的意義を持たない、また特定宗教への助長、介入等の効果、その効果を有する行為を行うことになるとも言えない。そういうことで、國がこういうような面でかかわり合いを持ちまして、大嘗祭のための費用を公金から支出するということとは憲法二十九条三項の宗教的活動を國がするということにはならないし、また、そういうような公金の支出というものは、津の地鎮祭判決等に照らしましても憲法八十九条が禁止いたします宗教上の組織、団体に対するものというふうには言えないと思います。憲法八十九条の面からも問題はない、かよう思つております。

○山口（那）委員 少なくとも法的な理解からすれば、世襲といふことは血のつながりということを規定しているわけであつて、当然に即位の儀式とそれに伴う大嘗祭までも予定しているものと理解するのは困難だと思います。また、憲法及び皇室典範二十四条に照らして言えば、皇位の継承というのは即位の礼に限られるわけであつて、法律上は大嘗祭といふものはそのらち外にあるというふうに理解すべきであるうと思ひます。

その上で、この大嘗祭は公的性質があるというふうに盛んに述べら

れておりますが、公的性質があるなしということは、例えば私的な事柄として内廷費で賄うにはそぐわないという趣旨で述べるのであればそれは理解できますけれども、大嘗祭に國が宫廷費をもってお金を出すということは、まさに國家と宗教とのかかわりは否定できないわけで、それを合憲的にも説明をするとすれば、もつと説得力のある理由を考える必要があろうかと思います。

そこで、先ほどおっしゃった津の地鎮祭の事件の判決であります、原則的に行政当局としてはこの判決の意義をどのように理解されていきますか。

○工藤政府委員 津の地鎮祭判決につきましては、いわゆる憲法の二十九条あるいは八十九条、八十九条については比較的触れるところが少ないのでございますが、そういう意味でそれの解釈の基準になるもの、かよう考へておられます。

○山口（那）委員 行政府としてもその基準を尊重するという立場かと思いますけれども、いわゆる目的・効果説と冒頭で先ほどお述べになりました。これは非常に抽象的な表現であつたわけですが、大嘗祭とのかかわりにおいて具体的にその目的及び効果についてもう一度述べていただきたいと思います。

○工藤政府委員 今の御質問でございますが、具体的にと申しますと、まず第一に大嘗祭は皇室の行事として行われるもので、國の機関の行為ではないということでござります。その挙行のために必要な費用といふものは、大嘗祭が皇位の世襲制と結びついて、一世に一度の儀式として古來から皇位の継承があったときは必ず挙行される、こういうことで行われてまいりました極めて重要な儀式である、そういう面に着目して、宫廷費からあるいは一部は宮内庁費から支出をいたしましても、その支出の目的がその宗教的意義に着目して支出をするもので

【国民の権利・義務】

はない」ということが一つあります。そういう意味で、目的・効果論のうちのまず目的の部分でございます。

それから効果としましては、これが特定宗教への助長、介入という津地鎮祭判決で述べておられますようなそういう効果を有することになります。

るとは到底言えないとあるう、かように考へておるわけでござります。

○山口（那）委員 今御答弁は非常に抽象的でわかりにくく、わざでありますけれども、大嘗祭が人的、物的な一体の宗教的性格を帯びる儀式として行われる以上、それを経済的に支えるといふことは、その目的において宗教的意義を持つことになります。

おいて、特定の宗教かどうかはともかくとしても、それが宗教的儀式にかかる、それを支持する人々に対してその援助、助長の感覚を感じさせ、また、他の信仰を持つ人に対して圧迫感を覚えさせる。現に多数の宗教団体でこの大嘗祭の宫廷費支出については反対を述べておるところもあるわけですねども、その点については、今のような御答弁では到底納得しがたいものがあると思ひますが、いかがですか。

○工藤政府委員 地鎮祭判決のその部分でござりますけれども、「憲法」二〇条三項は、「國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定するが、ここにいう宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこれをみれば、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもつ、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいつものと解すべきである。」というふうなことでもございまして、私どもはいに照らして、「かかり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかり合いが右にいう相当とされ

る程度を超えるものに限られるところであり、」といふふうで目的・効果論を解釈しておるわけだといふが、

119 皇太子結婚式を國事行為として行つても憲法

○条に違反しない理由

（衆・内閣・三中会・三川原）

○和田（一）委員 七条で天皇のいろいろな國事行為を規定されておりますけれども、三十四年三月の參議院の予算委員会での質疑応答の中でこういふことがあります。これは現陛下が皇太子のときの御成婚の儀ですが、これが國事行為として行われました。國事行為です。そのときに答弁は、「その行い方につきましては、その家の方式で行う、その信ずるところに行うこと」が、むしろ憲法の精神に沿うのではないか。」と、この御答弁がございました。これは宇佐美宮内府長官の御答弁でござります。賢所御前で成婚の儀はとり行われているのですね。形式からいえば、これはさつきから言つてはいる神道形式ですよ。これが國事行為として認められておりながら、今回、今法制局長官はそういう性格を否定できないからというだけのことでこれを國事行為になじまないといふのが、むづかしくわからないのですが、その辺、官房長官どうでしょ。

○工藤政府委員 確かに、今上天皇が皇太子であられたとき、皇太子結婚式の結婚の儀、これが國事行為として行われております。若干その違いと申しますか考え方を御説明申し上げますと、皇族の婚姻の場合には、婚姻の儀式の挙行によって成立するというふうに解

【国民の権利・義務】

121 大嘗祭の費用を宮廷費から支出することと憲法
二〇条

(一一八回・平一・四・二六)
(参・内閣・二号二四頁)

○政府委員(大森政輔君) 大嘗祭は宗教上の儀式としての性格を有する見られることを否定できないということ、大嘗祭の経費として宮廷費から公金を支出するということは矛盾しないというのが私どもの考え方でございます。

それを若干駁訛して申し上げますと、今まで何度も申し上げて恐縮でございますが、大嘗祭は皇位の継承があつたときは必ず挙行されるところの一帯に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式である、皇位の世襲制と結びついた即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものである。いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式とも言えるものでございます。したがいまして、皇位の世襲制をとる日本国憲法のもとにおきましては、その儀式の挙行について國としても関心を持ち、人的、物的側面からその挙行可能にする手立てを講ずることは当然と考えられるところである。その意味において公的性格があると私どもは考える次第でございます。

先ほど委員の御質問で、公的性格を有しないものに公金を出すのはおかしいじゃないかという御質問がございましたが、そのように聞き取ったわけでございますが、私どもは公的性格があるから宮廷費を支取できるんであるという前提に立っているわけでございます。

そこで、憲法八十九条及び二十条三項との関係でございますが、大嘗祭は宗教上の儀式としての性格を有すると見られるることは否定できないところではございますが、先ほど申しましたように、まず皇室の

行事として行われるものであり、しかもその挙行のために必要な費用は大嘗祭の公的な性格という面に着目して支出するものでございますから、國がそのような財政的な面でかかわりを持ちましても、その支出がその目的において宗教的意義を有するということにはならないと考えられますし、また効果の面におきましても、特定宗教への援助、助長というような効果を有する行為であるということには到底ならないのではないかと考へる次第でございます。したがいまして、憲法八十九条が禁止をしています公金の支出にも当たらないのみならず、憲法二十条三項が國及びその機関が行つてはならないとしております宗教的活動にも当たらない、このように考へている次第でございます。

122 大嘗祭の費用を宮廷費から支出することと政教
分離との関係

(一一八回・平一・五・二四)
(参・内閣・三号八頁)

○三石久江君 次に、國事行為ではないがその費用を國費で支弁する理由として、皇位が世襲であることに伴います一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式としての公的性格があると考えられて、その費用は宮廷費から支出することが相当であるとのことです、伝統的皇位継承儀式につきましては後ほど問題にするといたしまして、宗教性を認め國事行為として行うことは困難としながら、國が内容に立ち入ることはなじまないとしながら、公的性格があるから宮廷費すなわち國費で支弁するというのは、至って庶民の私にはわからないんです。

認め、皇室の私的行事と判断されるからではありませんか。

○政府委員（工藤敦夫君） 今の国費の支出のお話でございます。

私どもは、まず基本に置いておきますのは、昭和五十二年に出ました三重県の津におきます地鎮祭に關しましての最高裁判所の大法廷判決でございます。

多少長くなつて恐縮でございますが、この判決によりますと、いわゆる憲法二十条三項、先ほどから申し上げておりますが、これによつて禁止されている宗教的活動とは「およそ國及びその機關の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、」「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいう」、いわゆる目的・効果論と呼ばれているものでございます。ある行為がそういう右にいうような宗教的活動に該当するかどうか、これを検討するに当たつては「当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行わられる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならない。」、これが今の地鎮祭判決のこの部分に関する概要でございます。

それをいわゆる物差しといいたしまして考えてみました場合に、大嘗祭は、この政府見解にもございますが、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定し得ないけれども、大嘗祭は皇位の継承があつたときには必ず挙行すべきもの、一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式である、先ほどから申し上げておりますように、皇位の世襲制と結びついた即位に伴つ儀式の一環をなすものだ、こういうふうなことで皇室に伝承されてきたものでござ

ります。いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式、こういうことでございます。そういたしますと、皇位の世襲制をとつております日本國憲法のもとにおきまして、その儀式の挙行について國として関心を持つ、人的、物的側面からその挙行を可能にする手だてを講ずる、かようなことが当然と考えられる、その意味において大嘗祭は公的性格がある、かのように申し上げたわけであります。そういう津の地鎮祭判決と大嘗祭の公的性格、こういうものを踏まえますと、大嘗祭は皇室の行事として行われるものでございまして、國または國の機関が行うものではない。

それから、その挙行のために必要な費用は、こういう大嘗祭の公的な性格の面に着目して宮廷費を出すものである、支出するものである。そういう意味で、支出の目的が先ほどの地鎮祭判決などに照らしまして宗教的意義は持たない、特定宗教への助長、介入等の効果、これを有する行為を行うことになるとは到底言えないであろう。したがつて、これが結論でございますが、國が大嘗祭のための費用を公金から支出いたしましても憲法二十条あるいは財政關係の憲法八十九条、いずれにも抵触するものではない、かような考え方でございます。

○三石久江君 ただいまの御答弁の中で、大嘗祭は必ず行われてきた、ここはちょっと違うような気がいたします。

公的性格であつて、宗教性が少しあつても、認めているわけですね。認めていらっしゃるんですか。

○政府委員（工藤敦夫君） 大嘗祭につきまして、政府見解でも、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できないと、かように書いてあるとおりであります。

我々はこの予算を審議し、私はこれに賛成しなければならぬと考えております。したがって、その儀が何か八十九条にかかわりがあつて、それを考えなければならないのだなどという懸念を与えるような答弁は私はおかしいと思う。……

○味村政府委員 私が申し上げましたのは、憲法八十九条につきまして解釈上両説があるということをございまして、最初の説に立てば問題はないという考え方でありますし、後の説に立てば、葬場殿の儀、これは宗教的な色彩を持つということは争えませんので、それについての疑惑というものが後の説に立てば起り得るかも知れませんが、しかし、先ほど申し上げましたように、この天皇の大喪の儀は国民的敬弔の対象でありますとして、公的な性格を有しておりますから、こういう公的な性格に着目して公金を支出するわけでございまして、憲法上問題はないということを申し上げているわけでござります。

49 大嘗祭の費用を宮廷費から支出することと憲法

二〇条、八九条について

(一・八回・平二・四・一七)
(衆・内閣・三号四頁)

- [国民の権利・義務]二〇条 116 参照

50 大嘗祭の費用を宮廷費で支出することと憲法一一〇条、八九条

(一・八回・平二・四・一七)
(衆・内閣・三号一八頁)

- [国民の権利・義務]二〇条 118 参照

51 仏像のような重要文化財の管理等の補助を行うことと政教分離

(一・八回・平二・四・二六)
(参・内閣・二号一一頁)

- [国民の権利・義務]二〇条 120 参照

52 宗教系の私立学校に対する補助と憲法八九条

(一・八回・平二・四・二六)
(参・内閣・二号一二頁)

○政府委員(大森政輔君) 議論の整理のために若干私から申し上げますが、先ほどの多田答弁は、必ずしも文化財的な側面があればいいんでそれ以外はだめなんだということではないわけでございまして、一つの事柄が二つの性格を持っている場合に、その一つの側面に着眼すれば問題な場合でも、他の側面に着眼すればいい、その場合に、その他の側面に着眼して出すことがあり得るんだということでござい

【財政】

ます。

そりや、先ほどは仏像の件だけに議論が偏寄せられようとしているわけだいわこます。御承知のとおり、私立学校法五十九条、國は教育の振興上必要があると認める場合には、学校法人に助成をすることができる、この規定を踏まえました私立学校振興助成法に基づきまして宗教系の私立学校に対しましても補助が現実になされているわけだいわこます。

この場合にも、宗教系の私立学校については宗教的な側面といふものがあるわけだいわこますが、宗教系の学校に対する補助は宗教的な側面に着眼してその宗教に対する援助、助長ということで出されいるのではじかませんで、そこで行われている私立学校の教育条件の維持向上、そして私立学校に在学する児童、生徒、学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、そして私立学校の経営の健全の確保という一般的な目的からなされているもので、私どもはそれは現行憲法の八十九条に違反しないというふうに解しているわけだいわこます。

53 大嘗祭の費用を官廷費から支出やねんといふ憲法
八九条

(一一八回・平二一・四・一一六)
(参・内閣・二号一二頁)

○政府委員(大森政輔君) ……そして、お尋ねの、しかば大嘗祭についてはどうなかとこうことについて一度敷衍してお答え申し上げますと、御指摘のとおり大嘗祭はその趣旨、形式等からして

宗教上の儀式としての性格があることは否定することができないわけだいわこますが、大嘗祭のために必要な経費を官廷費という公費から支出いたしますのは、大嘗祭のこのような宗教上の儀式としての性格に着目したものではなくて、皇位が世襲であることに伴う伝統的皇位繼承儀式という大嘗祭の公的な目的に着目したものでござります。したがいまして、大嘗祭のために必要な費用を公金たる官廷費から支出いたしましたが、その支出はそういう公的な性格に差目して金を出すという行為だいわこますから、その支出が宗教的意義を持たないと言えますし、また特定の宗教に対する援助、助長等の効果を有することにはならないと考えるわけでござります。

したがいまして、このような公金の支出は、八十九条が禁止している宗教上の組織もしくは団体に対するものとは言えないから、憲法に違反しないとこうふうに私どもは判断している次第でござります。

54 米軍に対する施設提供の一環としての教会の整備は憲法に違反しないか

(一一八回・平二一・六・一一一)
(衆・決算・七号四頁)

○新村委員 ……そこで、防衛施設庁にお伺いをいたします。

これは前回の防衛庁のときにもいろいろお伺いをいたしましたが、米軍の沖縄基地、キャンプ・コートニーそれから牧港、この二ヵ所、そのはかも計画中のものがありますけれども、この二つについて、キャンプ・コートニーについてはこれは構造も完全に教会である、また牧港については、修養教育施設という名前ではあるそうであ